

狂犬病抗体検査受託に係るプライバシーポリシー

一般財団法人生物科学安全研究所（以下、「安全研」という）が狂犬病抗体検査を受託する際に検査依頼者から取得する個人データにつきましては、以下の通り利用目的の範囲内で適切に取扱いをいたします。

1. 個人データの管理者

一般財団法人生物科学安全研究所
経営企画部 業務管理室
TEL : 042-762-2775

2. 取得する個人データの種類

- (1) 狂犬病抗体検査対象動物の飼主の氏名、住所、電話番号、ファックス番号
- (2) 担当獣医師の氏名、サイン、また住所、電話番号、およびファックス番号が担当獣医師の個人データである場合は、その住所、電話番号およびファックス番号を含む

3. 個人データの利用目的

安全研は OIE（国際獣疫事務局）の基準に従った、農林水産省指定の狂犬病抗体価の測定を行う検査施設です。安全研が公衆衛生にかかる公共の利益のために実施する狂犬病抗体検査の遂行のみを目的とし、2. で掲げた情報を取得し、取扱いをいたします。

また、対象動物の輸出入に係る検査においては、必要に応じて(2)、(3)に示す通り、個人データの授受を行う場合があります。

- (1) 申請者に対し、安全研で受託する狂犬病抗体検査を遂行するために必要な内容に限定した連絡をすること、また、検査結果を連絡（検査結果を送付）すること
- (2) 対象動物の輸出（移動）先の動物検疫所に対し、狂犬病抗体検査証明書兼申請書（以下「証明書」）が真正であることを証明するために、同証明書の PDF を電子メールで送信すること、または、輸出（移動）先の動物検疫所から、同証明書が真正であることを証明するために、安全研の該当の証明書控えと照合することを目的として、同証明書の PDF を電子メールで受信すること
- (3) 対象動物の輸出（移動）先の動物検疫所が、輸入検疫のため、検査委託者（飼主または代理者）ではなく、安全研から直接証明書を送付することを求めた場合、同証明書原本を当該動物検疫所に郵送すること
- (4) 警察や動物検疫所等の法律上照会権限を有する者から、書面による正式な協力要請、照会があった場合、証明書控えを開示すること

4. 個人データの第三者提供

安全研は、下記の事項を除き、本人の書面による同意を得ることなく、個人データを第三者に提供いたしません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. 個人データの追加取得および第三者提供

海外からの狂犬病抗体検査の検査料等の送金にあたっては、マネーロンダリングや経済制裁の対象ではないことを確認させて頂くため、取引銀行の要請に従い、生年月日等の情報を追加で取得し、取引銀行に提供させて頂く場合がありますので、予めご了承願います。

6. 個人データの保存期間

証明書の控えは、抗体価を証明する目的から、発行日を含む暦年の年末から安全研で15年間保存いたします。

7. 狂犬病抗体検査証明書の安全研控えの保管形式

- (1) 証明書の安全研の控えは、1通を紙媒体でのみ保管いたします。
- (2) 上記3.(2)でPDF化された証明書は、目的とした処理終了後直ちに廃棄いたします。
- (3) 上記3.(2)で受信した証明書のPDFについては、当該PDFが真正であることを証明した証拠物として、該当する証明書控えの保管期間終了時まで、同証明書控えに紙媒体で添付して保管いたします。同PDFの電子データは削除いたします。

8. 狂犬病抗体検査証明書（兼申請書）記載の個人データの訂正、削除

狂犬病抗体検査証明書（兼申請書）に記載された個人データの訂正、および削除については、法令上の規定に従って対応いたします。

9. 狂犬病抗体検査証明書（兼申請書）に記載された個人データ、および検査業務遂行上必要な個人データの管理

狂犬病抗体検査証明書（兼申請書）に記載された個人データ、および検査業務遂行上必要な個人データについては、法令上の規定に従い、適切に管理いたします。

以 上